

## 福岡県福岡市「宿泊税」の新設

福岡県福岡市から協議があった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設される福岡市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	福岡県福岡市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為
税収の用途	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てる。
課税標準	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数
納税義務者	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者
税率	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満のもの 150円 2万円以上のもの 450円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（初年度）約16.7億円 （平年度）約18.2億円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（初年度）約1.7億円 （平年度）約1.5億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年ごと）を目途に見直し規定あり

令和元年 6月24日 福岡市議会にて条例案可決

同 年 7月25日 総務大臣協議

同 年 11月15日 総務大臣同意

（令和2年 4月 1日 条例施行予定）